

各指定介護予防支援事業者 様
各指定居宅介護支援事業者 様
各指定介護予防・生活支援サービス事業者 様

加古川市 高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める単価や基準等が改正されるのに伴い、本市においても次のとおり改正します。

つきましては、下記の市ホームページにより、改正内容の確認をしていただきますようお願いいたします。

また本改正に伴い、総合事業における単位数サービスコード表及び単位数表マスタも変更しますので、市ホームページよりご確認ください、単位数表マスタにつきましては各事業所においてダウンロードしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 単位数サービスコード表について

- ・A2 介護予防型訪問サービス（従前相当サービス）
- ・A2 ターミナル支援型訪問サービス（従前相当サービス）
- ・A2 生活援助型訪問サービス（基準緩和型サービス）
- ・A6 介護予防型通所サービス（従前相当サービス）
- ・A6 トレーニング型通所サービス（基準緩和型サービス）
- ・AF 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

【掲載場所】

トップページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 >
3 サービスコード表・単位数表マスタ

2 単位数表マスタについて

【掲載場所】

トップページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 >
3 サービスコード表・単位数表マスタ

※ダウンロード方法等については、ご利用のソフト提供会社にご確認ください

【問合せ先】

加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係
TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063
E-mail:fukushi@city.kakogawa.lg.jp